

平成19年 第2回沼田町議会定例会（2日目）会議録

平成19年 6月22日（火）

午前14時02分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	杉 本 邦 雄	議 員	1番	津 川 均	議 員
	2番	横 山 忠 男	議 員	3番	高 田 勲	議 員
	4番	大 沼 恒 雄	議 員	5番	絵 内 勝 己	議 員
	6番	上 野 敏 夫	議 員	7番	橋 場 守	議 員
	8番	中 村 保 夫	議 員	10番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君 教育委員長 植 木 和 美 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域開発課長	神 憲 彦 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	生 沼 篤 司 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	谷 口 勲 君	和風園園長	浅 野 信 行 君
旭寿園園長	橋 英 則 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松 田 剛 君 次 長 栗 中 一 弘 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 平 嘉 則 君 書 記 齊 藤 真 二 君

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今、定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。なお、提案者、説明者につきましても上着を脱いで会議をすることになったと思いますので、宜しくお願い致します。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、中村議員、10番、渡辺議員を指名致します。

(専決処分の承認)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、承認第4号専決処分の承認を求める事についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第4号、専決処分の承認を求める事について、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定よりこれを報告し、承認を求めます。平成19年6月21日提出、町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。専決処分、地方自治法第179条第1項の規定によって平成18年度沼田町一般会計補正予算専決第2号を別紙のとおり専決処分する。平成19年3月30日付でございます。町長名でございます。別冊の一般会計補正予算専決第2号の1頁をお開き願いたいと思います。

(1頁目 第1条第1項朗読(第2項以下省略))

○財政課長（辻山典哉課長）本専決予算につきましては、平成18年度決算見込みを精査した結果、約2億の歳計剰余金が生ずるという見込みになったことから、翌年度繰越金へ約7千万を繰り越すことと致しまして、残額1億3千万につきまして、決算処理をしたものでございます。併せて、起債額の同意額の決定、それぞれ各基金、充当額の整理を行ったものでございまして、3月30日付で専決処分をさせていただいたものでございます。ではまず8頁歳入の方をお開き願いたいと思います。

まず歳入であります。補正の主なポイントを申し上げますと、2款の地方譲与税を始めと致します一般財源、一般財源科目について交付実績によりまして、それぞれ増減整理をしたものでございます。2点目と致しましては、決算処理と致しまして、振興基金の取り崩しを一部取り止めたことと致しております。それでは内容に入らせていただきます。

只今申し上げましたとおり、2款の地方譲与税から11頁の11款地方交付税、ここまで一般財源項目でありまして、それぞれ交付実績により増減補正をしたものであ

りますので、説明を省略させていただきたいという風に思います。11頁をお開きをお願いしたいと思います。まず、15款国庫支出金、1目の民生費国庫負担金、それから16款の道支出金、1目の民生費の道負担金、これにつきましては、歳出におけます障害者自立支援介護給付費に多額な不要額が発生致しております、この不用額を減額整理をしたことに伴いまして、財源も併せて減額処理としたものでございます。次に19款の繰入金でございます。繰入金につきましては、それぞれ基金から事業への充当を行っているものでございますけれども、充当事業費の確定によりまして執行残分を減額整理をしたものでございます。なお、2目の振興基金費であります、69,904千円を減額を致してございます。これにつきましては、決算の見通しが立ったということによりまして、農業者健康管理施設大規模改修の一般財源部分を基金を充当して予算措置をしていたところでありますけど、一般財源に振り返ることにして、基金の繰入金を減額をしたものでございます。続きまして12頁の方をお開き願いたいと思いますが、22款の町債であります。農林水産業債で390万円の町債減額をしてございます。起債のとおり農業者健康管理施設大規模改修事業債として150万の起債減額、それから就農支援実習農場整備事業債といたしまして、240万の減額を行ってございます。これにつきましては、起債額の同意、これが確定をしたことによりまして、減額補正をしたものでございます。以上が歳入の内容でございます。次頁歳出の方をお開き願いたいと思います。

歳出補正の主なポイントを申し上げますと、各特定目的基金の充当事業費の確定によりまして、それぞれ歳出の不用額整理を行ったものでございます。2点目といたしましては、1千万円を超える不用額を生じている経費につきまして、減額処理を行ったものでございます。3点目には決算処理として、財政調整基金に6,000万円の積み立てを行ったものでございます。それでは内容の説明に入らせていただきたいと思います。まず2款総務費10目の総務費でございますが、普通旅費で66万9千円の減額をしてございます。これにつきましては、企業等誘致推進基金の繰入金を充当して行っている事業でありますけど、充当経費の不要額が発生しているということから、減額をし併せて基金も減額をしたものでございます。次3款民生費の2目高齢者福祉費、併せて3目の介護支援費であります、これにつきましても社会福祉基金充当の各種経費、これらに執行残が生じておりますので、これらの執行残を減額し、社会福祉基金自体の財源を減額したものでございます。続きまして、4目の障害者福祉費であります、10,210千円の減額をしてございます。これにつきましては、障害者自立支援介護給付費等の減ということで、10,210千円減額をしている訳ですが、多額な不用額を生じているということから、専決のなかでこの減額処理をさせていただいたものであります。減額の理由につきましては、当初新規入所者を2名見込んでおりましたけれども、その新規の入所者が無かった。また利用者負担、これが1割負担となった、ということによりまして、給付額が減額をした。こういったものが不用

額を発生させた大きな要因でございます。次に4款の衛生費4目環境衛生費であります。環境美化活動活性化支援交付金、これはグリーンルールでございますが、これの財源に緑の景観等保全基金を充当している訳でありまして、事業の執行残、不用額が発生していることから、基金についても減額をしたものでございます。次の頁、6款の農林水産業費であります。まず7目の農業総合対策費、それから15目の利雪型農業推進費、この二目につきまして、それぞれ農業振興基金を充当して事業を執行してあるものであります。それぞれ充当事業に不用額が発生したことから、当該基金の減額処理も一緒に行ったものでございます。次17目農業者健康管理施設費であります。136万5千円の減額を致しております。これは実施設計に係る執行残でございますが、これの財源につきまして、地方債で150万円減額してございます。これは過疎債の同意額の確定によります減額でございます。その他財源で6,990万4千円を減額致してございます。これは振興基金の充当をしていたところ、決算の見通しが立つということから、一般財源と振り替えたものでございます。続きまして18目の就農支援実習農場整備費であります。580万3千円の減額処理を致したものでございます。それぞれ、実施設計の委託料の執行残、あるいは工事の執行残等の整理と併せまして、過疎債の減額の確定によります減額も併せて行ったものでございます。続きまして、7款の商工費、1目の商工業振興費、併せまして次頁の観光費に渡るわけですが、それぞれ商工観光振興基金の充当事業、これにつきまして不用額が発生致していることから、見合いの基金の減額も併せて行ったものでございます。次に11款公債費であります。利子と致しまして474万6千円の減額を致してございます。これについては不用額の処理を行った訳であります。18年借入れを用意しておりました沼田ダムの償還金にかかります起債、これを当初9月借入れ予定と致しまして利子計算をしたところでございます。結果11月末日の借入れにずれ込んだということから、約3ヶ月分の利子が不用になったということが大きな要因となっております。続きまして、12款の諸支出金であります。2目の財政調整基金費で6,000万円の追加を致してございます。これにつきましては決算処理として6,000万円を財調に積み立てたものでありまして、19年度以降の必要な政策財源に充てるため、財調に積み上げをしたものであります。4目の振興基金費で51千円という補正をみておりますが、これにつきましては、繰替運用を行ってございまして、この繰替運用に係ります利子相当分の積み上げをするものでございます。以上で専決第2号の説明を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）10頁の特交の関係で、135万9千円減額されているんですが、これはどういう風に理解したらいいですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）地方特例交付金、これにつきましては、当初の予算数値は推計でございまして、概ね700万円というのが通常の決算できるだろうという数字で予算計上してございます。年度中3回に分けて、それぞれ交付がなされる訳でございしますが、最終的な3月の補正時点では数字の確定がならないといういことで、結果的に135万9千円の減額になったということございまして、積算の根拠については国が抑えているものですから、私共で確定的な数字を作ることができないということをご理解をいただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。

○4番（大沼恒雄議員）特交がそうなの。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）特交というのは、いわゆる特別交付税のことですか。

○4番（大沼恒雄議員）そうです。

○財政課長（辻山典哉課長）特別交付税につきましては、基礎数値を要望として道を経由して国に上がっていく訳ですけど、最終的には予算枠のなかで北海道配分がなされる。そのなかから空知の配分がなされるというなかでは、非常に数値の確定ができないものでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。

○4番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）13頁の4目障害者福祉費で、1,021万円減額になっているんですけど、施設入所者2名予定していたのが入らなくなったということなんだけど、対象者が居なかったのか、それとも1割負担の関係でとつても入ってられないということで入所になかったのか、そのあたりをちょっと。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）基本的に入所については希望、要するに本人の申請等がある訳ですけど、特にそういった入所の申請、私はそういう施設に入りたいということが無かったということで抑えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）2番の横山です。余ることは良いことかもしれないけど、最初からの計画が甘かったのではないかという気がするのだけれども、そんなことは無い訳では無いよね。甘かった、やっぱり。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）入所関係がですね、1人増えますと相当な金額が支出となります。そういったと時に、ぎりぎり今の入所者のなかだけで予算を見る方法もありましたが、後々また補正とか、入った時にですね、そういった時に財源確保が

なかなか難しい部分もあるということで、当初から見させていただいているということでご理解を頂きたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論には入りません。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第4号は、承認することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

（一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議案第33号。沼田町移住及び定住の促進に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。地域開発課長。

○地域開発課長（神 憲彦課長）議案第33号。沼田町移住及び定住の促進に関する条例について。沼田町移住及び定住の促進に関する条例を提出する。平成19年6月21日提出する。町長名でございます。条文につきましてはお目通しいただきたいと思いますが、今回の条例につきましては、3月末で失効致しました定住促進条例に変わる新たな条例として提案しているものですが、定住促進策につきましては、まちづくりの基本となる重要な課題と位置付けており、最近市街地区の空き地、空き家が目立つ状況のなかで、今後も更に空き地、空き家の増加が懸念されることから、特に空き地、空き家が著しい融雪構沿線に対する支援の拡大を図り、新たな移住、定住の促進策として、提案したものであります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第33号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、議案第34号。沼田町中心市街地の活性化に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。地域開発課長。

○地域開発課長（神 憲彦課長）議案第34号。沼田町中心市街地の活性化に関する条例について。沼田町中心市街地の活性化に関する条例を提出する。平成19年6月21日提出。町長名でございます。条文につきましては、お目通しいただきたいと思いますが、本条例は第1条の目的に記載してありますとおり、最近の商工業を取り巻く環境が価格競争の激化、及び近隣大型店への消費の流失等によりまして、商業の廃業が相次ぐなかで新たな商業店舗の新設、及び空き家を活用した店舗の新設に対して、最大200万円の支援策として提案したものでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第34号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、議案第35号。沼田町移住定住促進基金条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。議案第35号。沼田町移住定住促進基金条例について。沼田町移住定住促進基金条例を提出する。平成19年6月21日提出。町長名でございます。条文の朗読につきましては省略させていただきます。提案理由をご説明をさせていただきます。新たに沼田に移住及び定住の促進に関する条例が設置されたことに伴いまして、この条例の失効までの4年間に渡る奨励金財源を確保する為、本基金を設置するものであります。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第35号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、議案第36号。沼田町青少年スポーツ文化振興基金条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。議案第36号。沼田町青少年スポーツ文化振興基金条例について。沼田町青少年スポーツ文化振興基金条例を提出する。平成19年6月21日提出。町長名でございます。条文の朗読は省略をさせていただきます。提案理由をご説明させていただきます。本基金条例の目的につきましては、青少年のスポーツ競技大会等で中体連等の全道大会、あるいはスポーツ少年団等のブロック大会への出場をする為の遠征費用を助成するものでありまして、これが基金の元始につきましては、5月でしたか、岩田さんからご寄付を頂いた100万円を元始としたものでございまして、ご寄付を頂いた方のご意向に沿った内容にしているものでございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第36号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第7、議案第37号。沼田町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）はい、議案第37号。沼田町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例について。沼田町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例を提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。条文の朗読につきましては省略させていただきまして、この条例の提案に対する理由について説明させていただきたいと思っております。この本条例につきましては、町政執行方針のなかでも触れられておりましたが、現在乳幼児医療費の助成を道の事業を拡大して実施しておりましたが、これを更に対象者を小学生卒業までの児童まで拡大することにより、子育ての経済的負担の軽減や子供の保健向上、こういったことを推進し子育て支援を図ることとしているものでございます。なお、本条例においては、対象者のうち沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例及び沼田町重度心身障害者及び一人親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づく給付を優先することとして、それぞれの条例との整合性を図っております。なお、この本条例の施行日につきましては、19年7月1日からとなっておりますので、よろしくご審議下さいますようお願い致します。以上で説明を終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第37号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第8、議案第38号。特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）はい。議案第38号。特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について。特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例を提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。

ます。特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例。特別職及び教育長の給与に関する特例条例を次のように改正する。第1条中、75万円を74万5千円に、62万円を61万6千円に、56万8千円を56万5千円に改める。付則、この条例は平成19年7月1日から施行する、ということになってございます。提案理由でございませけれども、町長5千円、副町長4千円、教育長3千円とそれぞれ減額するものでございまして、西田町長3期目にあたり厳しい財政状況のなか、自主自立の町づくりを目指すため、3役自ら範を示し給料を減額するものであります。なお、これに伴う減額効果につきましては、給料、手当等共済費含めまして、年間18万9千円程の減額が予想されます。よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○6番（上野敏夫議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）6番、上野です。今の総務課長が言われるように財政が厳しいなか自ら削減ということで、金額が5千円という、まあ少ないのか多いのかこのままで良いような、別に下げる必要が無いようなことも、一生懸命色々なこともやられておりますので、これ下げなくても良いのに、この5千円、4千円、3千円、この率からいっても町長の給料の率と教育長の率からいっても、ちょっと下げ方が5千円、4千円、3千円と段階的に階段的に作ったような気がしますし、この5千円という訳というか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）今ほどの上野議員の質問の関係でございませけれども、この関係については、北空知1市4町それぞれ各町長、副町長、それから教育長もですね、給料等を調べさせていただきました。それで、給料月額につきましてはですね、沼田町の場合、町長の場合ですけど、北空知1市4町のなかでは2番目に高い給料となっております。ただし、本町の場合はですね、期末手当の役職加算が15%、議員さんも特別職もですね、頂いていたんですけど、これは廃止になってございます。それで1市4町の年間の給与を比較させていただきました。それでいきますと、沼田町の場合は、1,225万円ほど、町長の場合ですよ。それで他の首長でございませけれども、秩父別町が1,217万円、それから幌加内が1,233万円、妹背牛が1,224万円、北竜が1,228万円、深川市が1,230万円。年間の給与等の総支給額を比較しますと、月額給与については今申し上げましたけれども、5千円、4千円、3千円となっておりますけれども、年間の比較をしますとですね、他町に比して決して高くない。これを大幅に下げる事になりますと、今申し上げましたように年間の支給額が最低になるんですね、1市4町の。そういう比較もさせていただいて、今ご説明申し上げました、それぞれの減額の幅になったということでございまして、決して給与だ

けで比較されるとですね、今上野議員が言われるようなかたちになるかと思えますけれども、総体的ななかで判断させていただいておりますので、よろしくご理解のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。

○6番（上野敏夫議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）今の理解できる説明で分かったんですけど、沼田町は自立するって沼田町独自で頑張っていこうというのであれば、別にこの金額を下げないで一生懸命やったほうが良いと私は思いますので、これは下げる必要が無いと私は思っております。

○町長（西田篤正町長）ありがとうございます。

○7番（橋場 守議員）はい、意見あります。

○議長（杉本邦雄議長）質疑ですか。質疑は終了でいいですか。

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○7番（橋場 守議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）横に座っている人がこのままで良いというのに、私が下げろっていうのもちょっと、隣同士であれなんですけど。私はね、やっぱりあの、今自治体の財政が本当に厳しいというなかで、私は深川市長が何割ですか、それからどっかでもまた3割減額するという、市長、首長自身から財源を充当するために頑張っているようなんですね。私はね、あの上を見ればきりが無いんですけども、私は最高の金額をもらう人と、最低の金額をもらう人と生活している人と、この差をうんと縮める、下は上げて、上は下げて、その差を縮めるというのが大事な事だと思うんですね。そういう意味で75万円を3割切ったからといって、そんなに生活できないような状況ではないと思うので、やっぱりもっと大幅に引き下げるという英断をしていただきたくてという風に思っておりますので、よろしく申し上げます。で、これには反対します。

○議長（杉本邦雄議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。本案について賛成の方挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（杉本邦雄議長）はい、挙手多数と認め本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第9、議案第39号。沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償の条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求め

ます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）はい。議案第39号。沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償の条例の一部を改正する条例について。沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償の条例の一部を改正する条例を提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償の条例の一部を改正する条例、沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1の選挙立会人の項の次に次のように加える。期日前投票所の投票立会人、日額9,200円。この条例は公布の日から施行するということでございます。この関係につきましても、期日前投票が導入されてから投票立会人については、町職員が対応して参りました。今回、参議院選挙からこの関係を導入させていただきますけれども、職員が常時選管の部屋に立会人として張り付くわけではなくて、通常の業務をさせていただいて、期日前投票に来た場合に電話をかけて来てもらうというような、やり方で凌いだ訳ですけど、町民と対応している職員であったりだとか、そういうことが若干見受けられるということで、今回から期日前投票所の投票立会人については一般の町民から募集をかけまして、その方に立会人として働いていただくというような関係でございます。なお、この関係の費用につきましてはですね、国の委託金として国から全額補助されますので、そういうこともご承知のおき頂きたいと思っております。そういうことでございますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○2番（横山忠男議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）この件につきまして、行政区長を通じて募集があったと思っているんですけど、この議会前に募集が決まっているということは、いかがなものかな。議会軽視にちょっと繋がるかなという考えをしているんですけど、どういう考えをしているのか。

○総務課長（金子幸保課長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）今、横山議員さんからご指摘されたとおりでですね、まったくその通りでございます。ただ、今回国会の会期が延長になりまして、7月29日が投票日となりました。当初は7月5日の告知で7月22日に投票ということになってございましたから、議会の議決前ということでございましたけれども、町民の皆さんに応募してもらう為に、新しいやり方でございますので、そういう至らない面は若干あったかと思っておりますけれども、そういう都合で今回させていただいた。また、先程申し上げましたけれども、この関係については全額国の方から補助されますので、理解のある議員各位におかれましてはですね、その辺理解していただけるという風に考

えまして、若干早めでもございましたけれども町民に対してPRを先にさせていただいたということでございますので、よろしくご理解のほどお願い致します。

○2番（横山忠男議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）理解はするんですけれども、前回の臨時会の時に本当は分かっているはずだと思ったんですけども、臨時会では駄目なのか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）これは課長会議のなかで若干議論があったことなんですけれども、今までどおり総務課で対応すべきだと、役場の職員で対応すべきだという意見もありましたし、ひとつの賃金を貰えるというか、雇用の場というか、町民にそういうものを国からお金が出るのであれば開放しても良いのではないかという話も選管のなかでもありまして、今回選挙管理委員会と話をさせていただいて、このようなかたちになったということでございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他に質疑ありませんか。

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第39号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第10、議案第40号。沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）はい。議案第40号。沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町名誉町民に関する条例の一部を次のように改正する。第4条第4号を次のように改める。（4）功労金として30万円を名誉町民の称号贈呈の際に支給する。付則、施行期日、この条例は公布の日から施行する。2経過措置、この条例施行の日の前日において現に改正前の沼田町名誉町民に関する条例第2条の称号を受けている者に対する同条例第4条第4号の規定の適用につ

いては、なお、従前の例による。ということでございます。この関係につきましても、北空知各町調べさせていただきました。年金で支給しているのは沼田町だけ、ということでございまして、他の町はほとんど一時金、一時功労金というかたちで支給してございまして、沼田町の場合もこういう財政状況等もございまして、同じように一時金の扱いとさせていただいたということでございますので、ひとつよろしくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）7番。この2の方のこの条例の施行の日の前日より現に改正前の沼田町名誉町民に関する条例第2条の称号を受けている者に対する同条例第4条第4号の規定については従前どおりとなっているが、いつまでこれを続けるのか。一定のところで区切りを付けて、やはり前の方に、例えば20万円の一時金を渡してしまうとかなんとかして。そうしないと、ややこしい格好になるんじゃないかと思うがどうですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）今、橋場議員のご質問の関係でございまして、現に受けている名誉町民ということでございまして、篠田久雄さんが平成11年から、それから吉住敏夫さんが平成14年からそれぞれ名誉町民の称号を受けてございます。この関係につきましては、篠田町長につきましては平成11年から15年まで20万円支給してございました。吉住さんにつきましては、平成14年から15年までということで20万円。再生プラン等もございまして、行財政改革の一環として名誉町民の方にも痛みを分かち合っていたきたいということで、平成16年から現に受けている篠田さん、吉住さんに対しては、平成16年から10万円の支給になってございます。10万円の減額になってございます。で、この方達に対してはですね、既得権というようなこともございまして、これ以上厳しい財政状況になるとか、又は本人からの申し出があるとか、そういうような場合には検討させていただきますけれども、今のところは従前称号を受けている方については、今までどおり年額として10万円支給していきたいという条例案でございまして、ひとつよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ちょっと訂正させていただきます。条文は予算の範囲内となっておりますので、私共としては随時減額をしていきたいという意向でありますから、了解いただきたいと思います。従って、今10万ですけども来年の予算の時は5万円になるかもしれません。その後、何年か後には財政状況によってはゼロということも在り得るということをご理解頂きたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第11、議案第41号。沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）はい。議案第41号。沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部を改正する条例について。沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。今回の改正の内容につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。今回の改正するものにつきましては、条例のなかで安全で住みよい町づくり推進協議会を設置することとなっており、その委員の数を15名以内という規定がございました。この協議会の充実を図り、参加又は協議に加わってもらうべき関係機関、団体等が増える見込みもあることから、この人数の規定を無くしたことから、従前は総務課でございましたが、事務分掌の変更で住民生活課になっておりますので、この変更を併せて改正するものでございますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第41号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第12、議案第42号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。議案第42号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、沼田町国民健康保険税条例を次のように改正する、といたしまして、内容的には朗読を省略させていただきまして、お手元に国民健康保険税率の算出資料というものが行っているかと思えます。A4横書きになっているもの。今回の改正についての提案理由をご説明致します。今回の改正は税率の引き下げ改正でございまして、6月5日開催の国民健康保険運営協議会の承認を得て、提案をさせていただいているものでございます。お手元の資料の1枚目ですね。その右の上の方に税率の表がございまして。医療分の所得割税率を現行8.9%を。

○7番（橋場 守議員）議長、議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい。

○7番（橋場 守議員）ちょっと、議事進行について。資料を持って来ていない人がいるみたいなので、ちょっと休憩して。

○議長（杉本邦雄議長）はい、休憩します。

14時50分 休憩

14時55分 再会

○議長（杉本邦雄議長）再会します。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。財政課の不手際によりまして資料を説明員の方には無く大変失礼を致しました。お詫び申し上げます。それでは引き続きご説明させていただきますが、算出資料の表の資料1右方にあります税率のところではありますが、今回の改正におきましては、所得割の税率現行8.9%を5%に、それから均等割3万円を2万4千円に、平等割につきましては2万7千円を2万円に引き下げるものであります。また介護分につきましては、医療分と介護分の乖離が発生しておりましたことから、その調整の為に所得割の税率、これを現行0.8%を0.9%に、均等割を8千円から1万1千円に改正するものでございます。引き下げの要因につきましては、被保険者の総所得が17年と比較致しますと、約1億8,600万円程伸びている状況にあるということ、それから2点目には18年度国民健康保険特別会計決算において、基金繰入を行わず黒字決算が出来ている事、こういったことにありまして、本税率改正の基礎には繰越金の財源、更に基金の繰入金を財源として税率の引き下げを行った内容となっております。なお、低所得者の軽減額それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減とある訳であります。これにつきましても、均等割、平等割の引き下げ改正

に伴いまして、それぞれの軽減率にあわせて改正がなされているものでございます。資料の3をお開き願いたいと思いますが、ここで北空知管内の状況を表にまとめてございます。この中で今回の税率改正によります1世帯当たり、それから1人当たりの負担額につきましては、医療分、介護分ともに管内では沼田町が最小の負担水準になっておりまして、1世帯当たり医療分では前年度比で3万507円の減額、1人当たりでは1万3,893円の軽減が図られている内容になってございます。次に資料の4をお開き願いたいと思いますが、ここで改正前と改正案によります3パターンの税率改正影響を出してございます。所得を対前年と同額と見た場合、それぞれのケースで10万7,400円の減額になる。あるいは農業所得のあるBさんの場合、これにつきましては11万3,900円の減額、それから65歳以上1人世帯Cさんの場合、この場合につきましては3,900円の減額になるといった試算がなされてございます。以上で税率改正、健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いを致したいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）今、引き下げをするといいいながら、この条例をみると第7条の中には8千円を1万1千円に改めるとなっているが、これは下がった数字か。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。税率の表のなかをご覧いただきたいと思うのですが、介護にかかる分については先程申し上げましたとおり、医療分と介護分ではいわゆる乖離が生じているということから、その調整を税率で行っておりまして、介護分における所得割は0.8から0.9ということで、こっちについては引き上げになっている。均等割についても8千円から1万1千円ということで、介護分については引き上げになっているのが今回の改正でございます。医療分が引き下げ、介護分では若干の引き上げになっているという内容でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。

○2番（横山忠男議員）健康保険条例というのは、健康保険と介護保険と両方合算した条例なのか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）国民健康保険税というかたちで両方課税をしているということです。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。

○2番（横山忠男議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）6番、上野です。この間私が質問したなかで、53万円を56

万円になることによって、農家の方が75戸で225万円の増で税の負担が増えると聞いたんですけど、今参考の例を見ますと、農家の所得の方はマイナス1万3,900円になるんですけど、農家の方は本当にこのように下がることになるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）先程申し上げましたとおり比較対象する所得、これについては前年と同額という数字で比較をさせていただきますので、所得が伸びているとすれば、それなりの減額数値になってくるという風に捉えていただきたいと思います。あくまでも、同額をベースにした影響額というかたちで試算をさせていただいたものがございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第13、議案第43号。沼田町商工観光振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。議案第43号、沼田町商工観光振興基金条例の一部を改正する条例について。沼田町商工観光振興基金条例の一部を改正する条例を提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。今回のこの改正につきましては、新たに沼田町中心市街地の活性化に関する条例が設置されたことに伴いまして、これに伴います奨励金につきまして、当該基金からの充当を可能とするために、対象事業に沼田町中心市街地の活性化に関する条例に基づく奨励措置、これを対象事業として追加をしたものがございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第14、議案第44号。沼田町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育委員会次長。

○教育委員会次長（栗中一弘次長）はい。議案第44号、沼田町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について。沼田町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。沼田町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例、沼田町奨学資金貸付基金条例の一部を次のとおり改正する。第5条中、7千円を1万5千円以内に、3万円を3万円以内に改める。第23条第3項中、農業後継者の次に、『又は商工事業後継者』を、農業委員会の次に、『又は商工会』を加える。付則、施行期日、1 この条例は公布の日から施行し平成19年4月1日から適用する。経過措置、2 平成19年3月31日以前に在学するものに対する奨学資金の貸与額については、改正後の条例第5条の規定にかかわらず、従前の例による、ということでございまして、高校生の貸付限度額につきましてを7千円を1万5千円に引き上げるものでございまして、社会的、経済的環境の変化、それから近隣の状況等を調査を致しまして、このように金額の上限でございまして。大学生の分につきましては、3万円で金額の変更はございませんけれども、それぞれ以内という新たに語句を加えまして、申請時に限度額の範囲内で希望する金額を選択できるように配慮した改正となっております。23条につきましては、有能な人材の確保の観点から、奨学金の免除規定を改正する内容となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

15時08分 休憩

15時20分 再会

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第15、議案第45号。平成19年度沼田町一般会計補正予算についてを議題を致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。議案第45号、平成19年度沼田町一般会計補正予算について。平成19年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第2号をお開き願いたいと思います。

（1頁目 第1条第1項朗読（第2項以下省略））

○財政課長（辻山典哉課長）まず、12頁歳出の方をお開き願いたいと思います。まず、議会費であります。議会費では交際費の減額を致しております。これにつきましては、行政改革の一環と致しまして後ほど出て参りますが、併せて町長、議長、農業委員会、教育委員会ともに6%の減額をしたものでございます。次に2款総務費であります。3目OA管理費34万3千円を追加を致してございます。これにつきましては、後期高齢者システム用回線を、いわゆる増容量化をすることによりまして、通信運搬費が増になるものでございます。次に6目の財産管理費であります。15節工事請負費、職員住宅の解体工事と致しまして、64万8千円計上させていただきました。北1条6丁目にあります元大沼事務局長が入居していた住宅であります。老朽化が激しいため解体の実施をするものであります。次に9目の企画費であります。19節で196万3千円、緑化検討事業交付金と致しまして216万3千円を計上致しております。これにつきましては、石建からの委託事業でございまして、雨竜川の堤内にハーブを植栽する事業でございまして、水辺の学校に交付をするものでございまして、本年で2年目になるものでございます。協働のまちづくり推進懇談会交付金を20万減額致してございます。これにつきましては協働のまちづくり推進室、こういったセクションが設置をされたことに伴いまして、後ほど出て参りますが、22目に協働のまちづくり推進費というものを新目として立ててございます。そちらの方へ予算移動をかけたものでございます。10目の振興費であります。200万円の追加補正をしてございます。これにつ

きましては、住みよいまちづくり講演会の交付金として100万円、安全で住みよい地域社会の実現を求めるために住みよいまちづくり講演会を開催する経費を、安全で住みよいまちづくり推進協議会へ交付をするものであります。その下段、自衛隊協力会特別交付金100万円の追加を致しておりますが、旭町に設置しております自衛他の看板の老朽化に伴いまして、協力会に対しまして100万円の助成をするものであります。次の頁をお開き願いたいと思います。13目の地域安全対策費31万1千円を補正を致してございますが、交通安全運動推進委員会の交付金でございます。交通事故死ゼロ3000日の達成に向けまして、啓発活動にかかる経費を交付をするものでございます。次に町営バス費16目でございますが211万9千円の補正でありまして、15節工事請負費で210万円、バス停留所の整備工事ということでございまして、高穂と更新にそれぞれ通学等の安全を確保するために設置を行うものでございます。次に20目移住定住促進費、この目名につきましては目名変更致しまして、旧定住促進費を移住定住促進費と改めたものでございます。補正額で630万円、新たな定住奨励事業に基づく奨励金を計上したものでございます。22目協働のまちづくり推進費、これは新目でございますが36万1千円を計上してございます。地域づくり研修会にかかる経費、あるいは協働のまちづくり推進懇談会交付金、これを企画費から移動させたものでございます。2項徴税費の2目賦課徴収費58万9千円を追加をしております。過年度分の過誤納の還付に対応するため一定額を留保するための補正増でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。4項選挙費でございますが、参議院議員選挙費29万5千円につきましては、期日前投票におきます立会人報酬を追加をしたものでございまして、財源につきましては国費財源となっております。3項3款民生費の1目社会福祉総務費でございますが、71万円の追加でございます。19節の負担金につきまして遺族会の交付金で60万円を増額してございます。遺族会の道外研修経費の一部を助成するものでございます。その下段BBS会の補助金、更生保護女性会の補助金につきましては、ともに就業支援センターのバックアップとなるボランティア団体の育成のための補助金となっております。2目の高齢者福祉費で100万円の追加を致してございまして、高齢者世帯除排雪緊急対策事業と致しまして100万円の計上であります。特別豪雪などによりまして緊急に対応が必要とする場合のために措置をしたものでございます。次に4目障害者福祉費でございますが213万7千円を追加を致してございます。これにつきましては、北海道自治体情報システム協議会負担金として157万5千円、障害者支援システムとしてございますが、障害者自立支援システムのコンピューターの改築費用、これの負担金となっておりますのでございます。その下段23節でございますが、償還金利子割引料で56万2千円、過年度にかかります国庫負担分の返還金となっております。次に7目老人医療費でございますが、237万2千円を追加をしたものであります。これにつきましても自治体情報システム協議会への負担金でございますが、20年からスタート致します後期高

齢者医療制度にかかりますシステムの構築負担金となっております。次の頁をお開き願いたいと思います。2目の子育て支援費であります。694万2千円の補正増であります。まず19節ではひばりヶ丘季節保育所の解体事業の補助金35万円これを計上致してございます。それから20扶助費であります。628万7千円です。これにつきましては、道施策の上置き事業と致しまして就学前乳幼児医療費を単独で無料化を致しておりますが、今回その対象を小学校卒業まで拡大をしたものであります。なお拡大にかかる追加補正については518万2千円でございますけれども、規定予算110万5千円については衛生費の方から子育て支援費の方へ移動致しまして、合算計上としてございます。次に4款衛生費でありますけれども、2目の健康推進費、委託料で343万4千円、インフルエンザ予防接種委託料の増で143万8千円、これにつきましてはインフルエンザ予防接種の拡大事業にかかります無料化にかかる予算増であります。肺炎球菌予防接種委託料につきましては199万6千円、70歳以上の高齢者における予防接種8千円のところ6千円を助成するものでございます。次の頁をお開き願いたいと思います。3目の母子保健費であります。63万2千円、これにつきましては妊婦の一般健康診査等通院交通費を助成をする事業でございます。5目の乳幼児医療費であります。110万5千円を減額を致しております。これにつきましては、民生費の子育て支援費の目の方へ予算移動したものでございます。次に2項清掃費の1目清掃総務費であります。375万円、ディスプレイ設置の助成金でありまして150世帯分、1機2万円の助成ということで予算計上致したものでございます。次6款の農林水産業費、2目の農業総務費であります。これにつきましては19節農地・水・環境保全向上対策負担金の増ということで1,433万4千円、当初1/2計上でありましたが畑地を含めて未經常分を追加補正をしたものでございます。なお、その上段にあります9節から14節については、事務費になってございます。この事務費については125万7千円国費がそのまま入ってくるものでございます。5目の農道整備費で500万円の減額を致してございます。農道維持管理業務の委託であります。農地・水・環境保全向上対策によりまして、農道の維持管理を協働取り組みというなかで実施がなされることから委託料の減額となるものでございます。次の頁6目農業創業対策費でございます。4,959万7千円を追加を致したものでございます。工事請負費につきましては、4,243万7千円、ライスファクトリーに付きますそれぞれの機器あるいは屋根の塗装等の改修費用を計上したものでございます。続きまして19節716万円追加を致してございまして、畜産育成牛導入支援事業の補助金として496万円、畜産複合経営を行おうとする農業者に対しまして初期投資にかかる経費の一部を助成するものでございます。農地保有合理化支援事業補助金では220万円、農地流動化対策と致しまして公社に支払う利子2%のうち1%を助成するものでございます。次に8目農産加工場製造費であります。610万2千円の追加でございまして、まず11節の需用費であります。100万円の

減額を行ってございます。消耗品の減でございますが、包装資材の単価交渉によりまして減額になったものでございます。18備品購入費につきましては、それぞれX線の異物検出器、あるいはレトルト釜の殺菌商品の温度確認のためのF地モニター、こういった機械の購入費用でございます。なお財源については過疎債を充当する予定で計上致してございます。次15目五ヶ山牧場運営費であります。315万円を計上致したものでございます。需用費におきましては修繕料として65万円増を見てございますが、これにつきましてはトラクターのミッション、あるいはクラッチこういったものの修繕が必要になったことから予算計上させていただいたものであります。17節の公有財産購入では250万、動物購入費ということで現繁殖牛5頭を廃用牛としたために新たに繁殖牛5頭の購入費でございます。19節の道営事業費であります。235万円を今回追加を致したものであります。経営体育成基盤整備事業の北部地区負担金、秩父別改良区管轄の沼田地内にかかる事業負担金でございます。その下段の負担軽減につきましては、農家負担率を暗渠排水分、21世紀CPUの負担率に合わせまして、2.5%分を負担軽減するものでございます。続きまして18頁をお開き願いたいと思います。7款商工費であります。1目商工業振興費で975万円を追加を致したものでございます。まずふるさとクーポン券の発行事業の補助金で705万円、ふるさと市場事業等にかかります補助金で70万、それから中心市街地活性化促進奨励金と致しまして200万円の計上でございます。2目の観光費と致しまして100万円、冬のほたるの継続事業ということで100万円の補正を致したものでございます。次に8款土木費であります。2目街路灯費であります。234万2千円需用費で補正増をかけておりますが、うち光熱水費で23万8千円、これにつきましては北海道管理の街路灯67基のうち町へ移管されたほたる街頭18基にかかります電気料でございます。修繕料の210万4千円につきましては、街路灯の見直しによりまして移設等にかかります経費として補正をみたものでございます。続きまして、19頁であります。道路橋梁費の道路橋梁維持費1目であります。70万円の減額を致してございます。修繕料で減であります。桜の沢が浚渫を当初計上しておりましたけれども、農地・水・環境保全向上対策によりまして、共同取り組みで実施されるということから減額を致したものでございます。2目の道路新設改良費では2,100万円の追加補正でございます。恵比島4号線の横断管の改修工事、これが500万であります。老朽化により危険なため横断管の改修を行うものでございます。駅前広場の整備工事につきましては、道道の線形改良によって生ずる道道敷地の舗装、あるいは駅への進入路の工事を行うものでございます。3目の融雪溝管理費147万5千円あります。融雪溝運営管理協議会の方へ交付をするものでございます。融雪溝沿線の空き地、空き家対策と致しまして、これらの投雪経費に対する交付金を協議会へ交付をするものでございます。4項都市計画費1目公共下水道費であります。221万1千円の減額であります。繰出金の減額と致しまして下水道会計において18年

度繰越金が計上されたことによりまして、繰出金を減額としたものでございます。続きまして消防費であります。2目の防災費15節の工事請負費であります。168万1千円を見てございます。この内訳と致しましては、いわゆる災害用の備蓄資機材の倉庫の改修工事をするものと、避難場所の標識設置の工事費、これらを計上したものであります。18備品購入では130万円、災害用に必要な備蓄資機材の購入でございます。続きまして20頁をお開き願いたいと思います。10款教育費であります。事務局費で80万円を追加を致してございます。19節で80万、それぞれ中学校及び幼稚園のそれぞれ周年事業、この記念事業におきます交付金を計上したものでございます。次に2項小学校費であります。学校管理費では耐震診断業務の委託料を計上致してございます。次にスクールバス費であります。13節委託料211万3千円を減額を致してございます。当初北竜線につきまして、委託で予算計上をしていたところであります。この受委託関係がちょっと無理があるということから、直営としたことによりまして臨時職員の賃金に委託料を振り替えたものでございます。中学校費であります。学校管理費につきましては耐震診断業務を予算計上したものであります。続きまして5項社会教育費3目活性化センター費であります。899万1千円計上致しました。15節では恵比島地区活性化センターの外壁等の改修工事にかかる費用を予算計上したものでございます。次に12款諸支出金であります。まず5目のふるさとづくり基金費300万の補正増であります。これにつきましては吉住隆夫様が100万円のご寄付、それから久保寛様が300万円のご寄付を頂いてございまして、合計400万円の寄付を頂いてございます。当初100万円の予算計上を致しておりましたので、差っ引き300万円を積立金として補正増するものでございます。9目の農業振興基金費であります。2,100万円でございます。これにつきましては、岡田前組合長様から100万円のご寄付を頂いてございます。その他北いぶき農協から2,000万円の寄付をこれらを積み立てをするものでございます。次に10目農地流動化基金であります。1,100万円を積み立てるものであります。農地保有合理化支援事業の補助金の財源と致しまして、この流動化基金に積み立てを行うものでございます。次に12目商工観光振興基金費であります。3,000万円を積み立て増としてございます。ふるさとクーポン券の3年分、それから中心市街地活性化事業にかかりますサンセット4年、これの元始として財政調整基金からの振り替え積み立てとなっております。次に16目移住定住促進基金費、新目でありまして新たに基金条例を起こしたものでございます。3,000万円を積み立てるものでございまして、移住定住の財源を確保するため4年間分の元始として財政調整基金からの振り替え積み立てとなっております。次に17目青少年スポーツ文化振興基金費、これにつきましても新規に条例を起こしたものでございます。100万円でございます。先程申し上げましたとおり、寄付者の意向を尊重致しまして、青少年のスポーツ、文化にかかる基金として積み立て活用させて頂く事としてございます。続き

まして、22頁であります。13款職員費1目の職員費であります。18万9千円の減額。これにつきましては、特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部改正によります減額となっております。続きまして14款災害復旧費1目災害支援費であります。100万円を追加をしたものであります。これにつきましては、災害時における災害見舞金、これを時期を逸することなく被災住民に支給できるように一定額を計上させていただいたものでございます。以上で歳出の方の説明を終わります。次に8頁歳入の方にお戻り願いたいと思います。まず、11款地方交付税であります。1目地方交付税178万1千円を補正してございます。これにつきましては、特定財源を充当してもなお不足する部分、これを地方交付税を増額して収支の均衡を図ったものでございます。次に15款国庫支出金の2項国庫補助金1目民生費の国庫補助金であります。社会福祉費の国庫補助金で122万6千円を計上してございますが、後期高齢者医療制度にかかりますシステム構築費に対する補助となっております。次に3項委託金の総務費委託金であります。29万5千円、これにつきましては参議院議員選挙にかかります期日前投票の立会人報酬の執行経費増分でございます。続きまして16款道支出金2項道補助金の内の2目民生費の道補助金で81万7千円の補正でございます。障害者自立支援にかかります、いわゆるコンピューターシステムの改築費にかかります補助金として受けるものでございます。4目農林水産業費道補助金138万1千円を追加を致してございますが、農業費補助金のなかで農地・水・環境保全向上対策推進活動支援補助金として125万7千円、これは当該事業にかかります事務費に対する補助金となっております。続いて17款財産収入3目の生産物売払収入でございます。五ヶ山牧場の生産物売払代金として和牛の売払い150万円の増となっております。繁殖牛5頭の廃用牛として売払いする収入でございます。次の頁をお開き願いたいとおもいますが、18款寄付金でございます。まず総務費寄付金を致しましては300万円、これはふるさとづくり基金の寄付金と致しまして、吉住隆夫様それから久保寛様から寄付を受けました400万円を積む訳であります。当初100万円計上致しておりましたので、300万円の補正増という風になってございます。4目の農林水産業費寄付金で2,100万円、これにつきましては岡田前組合長から100万円のご寄付、それから北いぶき農協から2,000万円の寄付を受けまして、これにつきましてはファクトリーの改修費用にあたるものであります。6目の教育費寄付金で100万円であります。青少年スポーツ文化振興基金の指定寄付金として受けまして、この寄付金に積み上げをするものでございます。続きまして19款の繰入金であります。まず1目財政調整基金繰入金で6,000万円、これにつきましては先程申し上げましたとおり、新たに施策として持ちました移住定住にかかります財源として移住定住促進基金に3,000万円の積み立て、商工観光振興基金に3,000円を積み立てるものの財源となるものでございます。6目社会福祉基金の繰入金で190万円、これにつきましては、高齢者除雪対策の財源とするもの

でございます。7目の農業振興基金繰入金5,839万7千円であります。ライスファクトリーの改修に4,243万7千円、それから農地流動化基金の積み立て財源と致しまして1,100万円、畜産育成牛導入支援の事業にかかります補助金財源と致しまして496万円、これを繰り入れるものでございます。8目農地流動化基金の繰入金は220万円でございます、農地保有合理化支援事業に対する補助金財源と致しまして繰り入れを行うものでございます。9目商工観光振興基金の繰入金で975万円あります。これにつきましては、ふるさとクーポン券の助成に705万円、中心市街地活性化対策事業で200万円、ふるさと市場等の事業にかかります経費としての70万円、これらの財源とするため繰り入れを行うものでございます。11目の移住定住促進基金繰入金の630万円については奨励事業にかかります当該年度分の予定額を繰り入れるものでございます。次の頁をお開き願いたいと思いますが、繰越金につきましては6,798万4千円を補正を致してございます。7,298万4千円を繰り越したうち500万、当初計上がありますので差っ引き6,798万4千円の補正増であります。21款の諸収入であります、5目の雑入であります。まず19節の雑入のなかで緑化検討業務委託金216万3千円、これは雨竜川堤防にかかりますハーブ植栽業務の委託金として石建から収納するものであります。次に20節持続的農業農村づくり促進特別対策事業の交付金として115万円、これは道営事業にかかります土地連からの助成金として受けるものでございます。22款町債であります、農産加工場のX線異物検査機等機器の導入事業のための起債として760万円、過疎債を予定しているものでございます。以上で歳入歳出補正の内容についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5番（絵内勝己議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）13頁に起債されてあります地域安全対策費で交通安全の運動の推進委員会の交付金ということで31万1千円となっておりますけれども、これは式典か何かの関係を予定しての金額なんですか。いかがですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。3000日達成の記念経費については今回計上しておりません。これは3000日に向けての啓発をすると、何とか3000日を達成したいというなかで、横断幕であるとかチラシであるとか、こういったものの経費を計上したものでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）交通安全に対しては沼田町を挙げて、どこの町村もそうでしょうけれども、力を入れているのは事実だと思うんですけども、それを考えると3

1万1千円という金額は何か少なすぎる様な感じがするのですが、やはりもう少し積極的な取り組みの姿勢があっても良いのでは無いかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）今、財政課長の方からも話がありましたように、3000日に向けての交通安全協会とそれから打ち合わせをしたなかで、今回啓発活動としての予算を要望してなったところです。今大変ありがたいお言葉も頂いたのですが、あまり3000日を前面に出す部分もどうなのかなという部分もありますけれども、続けて事故死ゼロを続けて行きたいという思いは同じでございますので、今回のこの部分については安全協会等との打ち合わせの結果こういう数字が出たということでご了解を頂きたいと思えます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）2番、横山です。2点ほどお願いをしたいと思えますけれども、16頁のディスプレイの関係ですが、現況どのくらい申し込みがあったかということと、それから19頁の防災備蓄機材の関係で水を含む食料品というか、このことについては流通備蓄というかお願いしてやりたいという考えであったかと思うんですけど、この流通備蓄ということになるといいんでしょうけれども、店舗数が何店舗で先に金を払うのかという格好で流通備蓄をするのか、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）ディスプレイの件でございますが、只今申し込み状況は役場の方には、この助成の制度が今回提案されるということで待っている状態で、役場の方にはまだ申し込みはございませんけれども、業者の方には問い合わせは数件来ていると伺っております。

○議長（杉本邦雄議長）もう一件、はい、総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）今ほど、横山議員さんの質問でございますけれども、食糧（米穀・パン・缶詰）等につきましては、飲料水も含めて保存期間が短い為、出来れば商店からの直接購入ということで流通備蓄という名称を持ちさせていただいております。それについては、沼田町の商店と話し合いをしまして、そういうかたちの備蓄にさせていただいているということでございます。

○2番（横山忠男議員）お金はいつはらうのか。

○総務課長（金子幸保課長）起きた時です。

○2番（横山忠男議員）それからディスプレイの関係ですが、条例設置のときには賛成したんですけれども、この負担金で十分に目的が達成できるのかなという心配がある訳ですが、是非金の残らないように頑張るって目的を達成してもらいたいと、このように思います。後ほど結果が出てくると思えますから努力して必ず目的達成するよ

うにお願いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）よろしいですね。

○8番（中村保夫議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）予算の概要説明書のところにも実は書いてあるんですけども、牛をやりましょうとお誘いを単独新規でやるようであります。かつては沼田も色んな肉牛だとか搾りだとかが居たんですけど、今はほとんど民間で飼っている牛は何頭かおられるかな、という風に思っております。これを復活させようということの496万円の予算のようでありますけれども、私は結構農家の方で牛と飼ってみようか、という方に出会った事が無い。私もかつて牛を飼っていたのですが、なかなかその、休みが無いだとか或いは儲からないだとか色んなことがあって全部撤退していた。もしこれをやるからには相当農協とも相談をし、色々目星も付けながらこの予算を組んだとは思いますが、春先に確か1月だったか2月だったか、江部乙に行ってお研修もしてきた経緯もございました。そこに参加していた研修参加者もそんな積極的な人は見当たらなかったな、というのが現状でございます、この点の実効性が本当にあるのかな、という風に実は思っております。牛舎の新築にしても160万ぐらいの補助限度でやるようでございますけれども、例えば堆肥は屋内に置かなければならないとか、規模にもよるんでしょうけれども、1頭か2頭を繋いでおくのであれば屋内に堆肥を積まなければならないことは無いのですが、何頭かまとまると堆肥舎を造らなければならない。それだけでも200万や300万や800万かかる話でありまして、なかなか、そういう投資をこれからやるとは思い難いのですが、見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（生沼篤司課長）はい、今ほど中村議員さんからおっしゃられた様なことございまして、現実この予算が通ってすぐ導入をしたいと、この予算を待っているというような状況には現実まだございません。この後私どもの方で色々な機会を通じて農業者の方にPRもしていきたいと思っておりますし、今年の2月でしたか3月でしたか畜産の研修というものを一度やった経過がございます。そのなかで色々お話を伺い致しますと、家族の理解さえあればやってみたいんだというような考え方を持っておられる方もいらっしゃるという風に聞いておりますので、そのあたりを中心に協力に働きかけも行いながら行きたいな、という考え方でいるところでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）私もかつて牛屋だったので分かるのですが、元来畜産というのは儲かるものです。農協の支援ですとかあるいは売り先の問題それから餌の問題、そういった資材をどうやって調達して、どうやって高く売るかというノウハウ

さえ分かっただけならば畜産というのは実は儲かるものです。そういった意味でこういうとっかかりを作ったということは評価致しますので、是非とも、先程の横山さんの意見ではないんですけれども満額使うような、ちょっと予算が足りなくて補正を組みたいんだというくらいの推進をやっていただきたいなと思います。答弁いりません。

○議長（杉本邦雄議長）はい、その他にありますか。はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）18頁に記載してあります、商工業の振興費の中にふるさとクーポン券の関係があります。行政で2%の支援、僕も大賛成でありますのでその事は良いのですが、運営状況について行政と商工会と念密に話をさせていただきたいと思うんですけど、商工会の人のなかに心無い商店街の人がいらっしゃるとい風に私は聞いております。というのは、クーポン券を購入し少なくとも沼田のどこかで購入してもらわないと困るのに、購入してそのまま換金してしまっている商店の人がたがいらっしゃると聞いております。それでは沼田町の行政の金がそこに流れていったのであれば、何の意味も無いわけです。少なくとも20%のプレミアがあるからその券を購入することや、全員買えることは事実なんですけども、それを少なくともどこかの自分が商店であつてもどこかの店屋で自分の商品以外のものを購入して、ふるさとクーポン券を利用するように行政と商工会と打ち合わせをしてこの物が無駄にならないように、ひとつ検討していただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）地域開発課長。

○地域開発課長（神 憲彦課長）私共もこのクーポン券事業を実施するに当たっては、当然商工会と協議を進めたなかで進めて参りたいと思っております。私共、基本的には発行主体は商工会でございます。それに対して行政としてプレミア分を支援しましょうということで、主導的には商工会にお願いする訳でございますけども、願わくば私共地元の購買力の拡大を基本的には求めた、期待したなかでクーポン券事業を実施しますので十二分にその点商工会と協議を進めたなかで進めて参りたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）その他にありますか。はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）はい。12頁振興費の関係なんですけど、住みよいまちづくりの講演会交付金、先程条例も出たんですけども振興協議会の今の実態というもの、これをちょっと教えていただきたい。それから14頁19節、BBSと女性会の補助各5万円、これの実態というかどういったかたちで母体になっているのか、これからどういう風にしていくのかということをお尋ねします。それと16頁ディスプレイの関係なんですけども、これは町内業者に限るのか、それとも他所から購入しても2万5千円という対象になるのか、それと所得についての制限が在るのかあるのか無いのか、これをお尋ねしたい。それから街灯の移設の関係18頁なんですけど、18基のほたる街灯の移設が可能ということなんですけども、例えば行政区でもってほたるの街灯を欲しいといった時に移設が可能なのかどうか。4点です。

○議長（杉本邦雄議長） 住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）私の方から今質問のありました1点目の安全で住みよいまちづくり推進協議会の実態の関係ですけれども、実はこの推進協議会は条例を基づいて実施をしているのですが、条例そのものは平成9年に出来ております。平成9年に推進協議会を開催してそれ以降、実は大きな問題といういか協議する事案等無いというなことで休止状態でありました。昨年、その前の年あたりから町内でも、若しくは北竜町にもありましたけれども、児童に対する声かけ事件とか、それから振り込み詐欺だとか、そういった未然に防止にはなってますけれども、そういった事案があるということで警察その他と協議をして昨年11月に、休止をしてはまずいということで協議会を再開させていただきまして、色々な情報交換それから今後のあり方等について協議をさせていただいております。昨年再開をさせていただいておりますので、実態としてはそういう状況にあります。私の方は以上です。

○議長（杉本邦雄議長） はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）今大沼議員のお尋ねでございますけれども、まずディスプレイの取り扱い業者、これについては町内業者に限るということで、交付金については町内業者が施工することに制限する予定でございます。それから所得制限でございますけど、所得制限はございません。下水道区域ということで限っておりますけれども平等に皆さん付けれるということでございます。それと4点目のほたる街灯の件でございますが、ほたる街灯の移設それから廃棄の予定は10基内外ということで予定をしております。いらなくなった部分について、予算内であればそういう移設も可能かと思えます。

○議長（杉本邦雄議長） はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）先程の件で答弁漏れがありました。BBS会それから更生保護女性会の関係ですけれども、この関係につきましてもは現在、当然支援センターが実施する段階で、その支援センターに来る子供達をバックアップするというか、そういうかたちで今色々な方々と協議をしている最中でございます。今の段階できちっとしたものができてはおりませんけれども、開設に向けてきちっとしたかたち、これは先程もありました保護士さん方と協議のなかで進めさせていただいておりますのでご理解の方をお願いしたいと思います。現状ではまだきちっとしたかたちにはなっておりません。

○議長（杉本邦雄議長） よろしいですか。はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）BBS会も女性会もまだ母体がしっかりしていないということなんですが、あくまでボランティアの会だと思うんですね、今後ね。ですから早めの周知をしてをもらって、なるべく協力していただける人たちを早めに募ったほうが良いのではないかという気がしますので、これは一生懸命やっただきたいと思えます。それからまちづくりの関係の協議会の関係なんだけれども、去年の11月に立

ち上げているとしたら、会長が誰でなどの話を聞いても良いのかな、悪いのかな。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）役員組織については、昨年会議をやりまして役員さんにつきましては、会長、副会長それから理事ということで組織をしております。会長につきましては、前回の会議のなかで当時防犯の関係をやっておりました広野さんでございますが、今広野さんにつきましては辞退をされておりました会長は今不在、副会長につきましては交通安全協会の木谷会長、理事として社会福祉協議会それからもう一人おられましたが、二人ほど居るんですけども、今資料がございませんので分かりませんが、理事として3名、そういった役員のなかでやっております。

○4番（大沼恒雄議員）分かりました。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。他にありませんか。はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）3番、高田であります。18頁の商工費、観光費のなかの冬のほたる事業補助金100万円が計上されている訳でございますが、観光協会の行事だと私認識しているんですけども、非常に寒いなかスタッフの皆さん毎年頑張って事業をやられてらっしゃいます。イベントというのはその効果だけを狙ってやるものでは無いということは良く分かっている訳ですけども、この事業によりまして大体、ほたる館の売り上げでもよろしいのですが、どれぐらいの効果があるのかな、というのが分かればお伺い致したい。それから次の土木費のなかの街路灯費、先程のご説明のなかで道の方から街灯が何基が移設になって電気料が増えたという話があったのですが、移管になった理由についてお伺いしたい。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、地域開発課長。

○地域開発課長（神 憲彦課長）冬のほたる事業の実施状況につきましては、今現在入場人員等の資料を持ち合わせしてございませんので、後ほど調べたなかでご報告申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲議員）高田議員の街灯についてのご質問でございますが、道から移管になった理由でございますが、道で街灯その他色々経費削減の検討をされておりました、沼田町のほたる街灯につきましては、68件ほど道としては必要が無いが町としてはどうだろう、ということの申し入れがございまして、検討いたしたところ町内のその街灯がある町内の皆さんと打ち合わせを致しまして、18基についてはこれは無くす訳にはいかないということで、それについては町で引き受けるということの検討を致しまして、18基の今回電気料を計上しているものであります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）はい。もう1点だけお付き合いをいただきたいと思っておりますけれども、ふるさとづくり基金というかたちで400万円今年また現実に増えたという事でございます。資料を見させてもらいますと、現在までの積み立て額が595万4

31円、400万足しますと1千万でございます。このふるさとづくり基金を作ったときに沼田町に想いを寄せる人たちから寄付を募って、ほたるの増殖だとかそういったことに役立てたいということで作ったはずなんですけども、17年にこれを作って以来一度も使われた事が無い。これは寄付をした人に失礼だと私は思う。沼田町の金庫の隅っこに1千万おいてありましたというだけの為に寄付した人は居ないので、これは9月補正になるのか、どうなるのか分からないが寄付した人の想いを生かしてあげるような予算組みを是非とも財政課長にさせていただきたいということでお願いをしておきたいと思っております。これは要望ということでお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）10番、渡辺です。この度の予算のなかで各小学校、中学校の耐震診断の予算が組まれておりますけれども、一つ目はこれで足りるのかどうかということと、それから予備審査みたいなものと聞いてますけれども、本格審査が行われる予定があるかどうか、その点をお聞かせ下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育委員会次長。

○教育委員会次長（栗中一弘次長）はい。小中学校の耐震診断の委託料の件でございますけども、この63万円それぞれ1個ずつでございますが、検査の内容と致しましては図面と外観による判定によります1次診断ということでございます。これによりまして、建築基準法に定められております、震度6に耐えられるかどうかの1次的な診断を行うというような内容になってございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）よろしいですか。はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）それでも震度6に耐震にならないという時にはどのような考えを持っているか聞かせてもらいたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育委員会次長。

○教育委員会次長（栗中一弘次長）はい。震度6に耐えられないと判定されましたら、2次診断に参りますが、2次診断に参りますと今300万円ほどの費用がかかるというように聞いてございます。そちらの方に進むのか、あるいは建て替えの方に行くのか、学校整備に関します基本的な考え方を立て直さなければならないと考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）無ければ以上で質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第45号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第16、議案第46号。平成19年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題を致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（浅野信行園長）はい。議案第46号、平成19年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成19年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。別冊の補正予算第1号の1頁目をご覧ください。

（1頁目 第1条第1項朗読（第2項以下省略））

○和風園園長（浅野信行園長）今回の補正の主な内容をご説明致します。平成18年度の収支決算が確定した事によりまして、老人保護措置費で670万ほどの増額となったこと、総務費や需用費における食材費や消耗品費、光熱水費等を500万円程度削減できたことにより1,112万4千円を19年度に繰り越したものでございます。これによって947万8千円を積立金としたことと、執行方針でも謳われております肺炎球菌予防接種助成事業として88万円、施設と地域との交流事業費として約25万円を計上したものでございます。それでは詳細についてご説明致します。6頁の歳出をご覧ください。総務費の一般管理費でございます。9節旅費につきましては施設長の要件であります施設長資格研修に伴う旅費の増額であります。19節負担金補助につきましても施設長資格研修に伴う負担金でございます。25節積立金、平成18年度の収支決算が確定したことにより措置費が670万円ほど増額になったことと、支出において食材費や消耗品費等を支出を減らすことが出来たことにより978万円を積み立てしたものでございます。続いて事業費をご覧ください。主なものとしまして、一つ目として執行方針でも述べさせていただいております本年度から新たに展開する、菜園を活用した施設の入園者と地域の方々との交流事業にかかる経費、二つ目として入所者を対象とした肺炎球菌予防接種事業にかかる経費でございます。まず地域交流事業として11節需用費で畑作業に関する消耗品、秋に開催予定の収穫祭に伴う事業経費、機械燃料費等を計上しております。14節使用料では畑の耕作にかかる機械借り上げ料、16節原材料費では畑に植える苗、種肥料等の代金、18節備品費では畑に使用される水揚げポンプ用の購入費等を計上してございます。次に肺炎球菌予防接種事業と致しまして13節委託料、100人×8,000円の全額補助でございます。

なお、新規入園者として10人分を見込んでございます。なお18節備品費として行事用フィルムカメラが老朽化した為、デジタルカメラに替える部分、カラープリンターを含めたものを計上してございます。続いて歳入のご説明を致します。5頁をご覧下さい。4款寄付金につきましては、施設退所された方々のご家族の方々からの寄付金でございます。4款繰越金につきましては、先程もご説明致しましたが18年度の決算の確定による19年度への繰越金として1,112万4千円を繰り越したものでございます。以上今回の補正についてご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第17、議案第47号。平成19年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題を致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（橋 英則園長）はい。議案第47号、平成19年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成19年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。別冊の第1号補正予算の1頁目をお開き願ひしたいと思います。

（1頁目 第1条第1項朗読（第2項以下省略））

○旭寿園園長（橋 英則園長）歳出の方から説明させていただきます。一番最後の頁、5頁目でございますが、歳出の1款1目の運営費でございますが、補正前の額3億1,250万3千円に補正額273万5千円を増額し、総額3億1,523万8千円でございます。11節の需用費につきましては利用者の入院等による賄材料費48万5千円を減額するものでございます。13節の委託料につきましては、肺炎球菌予防接種に伴います委託料を72万円を増額するものでございます。15節の工事請負費でございますけども、グループケア実施に伴いまして、今まで入浴を週に2回実施しており

ましてけれども、現在ほとんど毎日実施するというので、入浴人数も減りまして、現在の浴室が大きく水道料金も嵩むため浴槽を仕切る改修工事を行うものでございます。それに、150万円を予算計上させていただいております。25節の積立金につきましては、前年度繰越金より100万円を積み立てするものでございます。歳入でございますが、同じ頁の上段をご覧頂きたいと思っております。補正前の100万円に前年度繰越分273万5千円を増額し、総額373万5千円でございます。以上で説明を終わりますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○2番（横山忠男議員）はい、ちょっと聞きたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）今入園者はどのくらい居るのか、何か浴槽を小さくするというから風呂入りたがらん人が多いのかね。その辺ちょっと聞かせて下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、旭寿園園長。

○旭寿園園長（橋 英則園長）はい、入園者自体は人数は変わっておりません。ただグループケアということで、現在80名定員のところを概ね3つぐらいのグループに分かれて、それぞれお風呂に入るようにしましたので、大人数で入ることが少なくなったため、お風呂が大きすぎるということでございます。

○2番（横山忠男議員）現況どのくらいの大きさのやつをどのくらいにするの。

○旭寿園園長（橋 英則園長）現在、あそこに20名程度入れるんですけども、実際今毎日やっているんですけども、大体4、5名入れば良いですからお風呂等の料金が嵩むということで半分に仕切りたいと思っております。

○2番（横山忠男議員）週に週1回。

○旭寿園園長（橋 英則園長）ほとんど毎日。

○2番（横山忠男議員）毎日沸かしている。

○旭寿園園長（橋 英則園長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第47号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しまし

た。

○議長（杉本邦雄議長）日程第18、議案第48号。平成19年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題を致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）はい。議案第48号、平成19年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成19年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。別冊の補正予算書1頁目をご覧頂きたいと思います。

（1頁目 第1条第1項朗読（第2項以下省略））

○住民生活課長（辻 広治課長）今回の補正につきましては、平成18年度の繰越額の確定、それから先程議決を頂きました税率によります税込額の補正が主なものとなっております。歳出の方から説明をさせていただきたいと思います。8頁をご覧頂きたいと思います。

（説明省略の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第19、議案第49号。平成19年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題を致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）はい。議案第49号、平成19年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成19年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。別冊の補正予算書をご覧頂きたいと思います。1頁をお開き頂きたいと思います。

（1頁目 第1条第1項朗読（第2項以下省略））

○住民生活課長（辻 広治課長）今回の補正につきましては、国保同様平成18年度の繰越額の確定による補正となっております。5頁をお開き頂きたいと思います。

（説明省略の声あり）

○住民生活課長（辻 広治課長）よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第20、議案第50号。平成19年度沼田町老人保険特別会計補正予算についてを議題を致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）はい。議案第50号、平成19年度沼田町老人保険特別会計補正予算について。平成19年度沼田町老人保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成19年6月21日提出。町長名でございます。別冊の補正予算書を1頁をお開き頂きたいと思います。

（説明省略の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第21、議案第51号。平成19年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題を致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）はい。議案第51号、平成19年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成19年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成19年6月21日提出。沼田町長名でございます。別冊の補正予算書をご覧願いたいと思います。1頁をお開き下さい。

（1頁目 第1条第1項朗読（第2項以下省略））

○建設課長（谷口 勲課長）今回の補正につきましては、平成18年度の繰越額確定により、一般会計繰出金の額を変更するものであります。5頁をお開き下さい。5頁の下段をご覧頂きたいと思います。6款繰越金1項繰越金1目繰越金でございます。平成18年度決算繰越金が確定しましたので、221万1千円を増額するものでございます。上段の繰入金をご覧頂きたいと思います。5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございます。平成18年度繰越金が確定したことによりまして、一般会計繰入金を221万1千円を減額するものでございます。以上提案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い致したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

（報告事項）

○議長（杉本邦雄議長）日程第22、報告第1号。繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてを議題を致します。本件は報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第1号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。報告第1号を報告のとおり受理することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第1号は報告のとおり受理することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第23、報告第2号。繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてを議題を致します。本件は報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第2号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。報告第2号を報告のとおり受理することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第2号は報告のとおり受理することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第24、報告第3号。株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程第25、報告第4号。財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを一括議題と致したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第3号、第4号を一括して議題とすることに決しました。それでは報告第3号、第4号を一括して議題と致します。本2件はそれぞれ報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第3号、4号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。報告第3号、第4号を報告のとおり受理することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第3号、第4号は報告のとおり受理することに決しました。ここで暫時休憩と致します。45分まで休憩と致します。

16時39分 休憩

16時43分 再会

(北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙)

○議長（杉本邦雄議長）はい、再開致します。日程第26、選挙第9号。北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。この選挙は町村議会議員区分において候補者が定数8人を上まわる9人となり、選挙が行われるものとなったものです。広域連合は規約8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。よって、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告します。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10名です。次に立会人を指名致します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番津川議員、2番横山議員を指名します。投票用紙を配布します。

(候補者名簿の配布)(投票用紙の配布)

○議長（杉本邦雄議長）投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）配布なしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（杉本邦雄議長）異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。ただいまから投票を行います。点呼を命じます。

○議会事務局長（金平嘉則局長）点呼を致します。1番津川議員。

(投票)

○議会事務局長（金平嘉則局長）2番横山議員。

(投票)

○議会事務局長（金平嘉則局長）3番高田議員。

(投票)

○議会事務局長（金平嘉則局長）4番大沼議員。

(投票)

○議会事務局長（金平嘉則局長）5番絵内議員。

(投票)

○議会事務局長（金平嘉則局長）6番上野議員。

(投票)

○議会事務局長（金平嘉則局長）7番橋場議員。

(投票)

○議会事務局長（金平嘉則局長）8番中村議員。

(投票)

○議会事務局長（金平嘉則局長） 9 番杉本議員。

（投票）

○議会事務局長（金平嘉則局長） 10 番渡辺議員。

（投票）

○議長（杉本邦雄議長） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 投票なしと認めます。投票を終わります。開票を行います。津川議員、横山議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（杉本邦雄議長） 投票の結果を報告致します。投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち当別町議会議員 7 票、釧路町議会議員 2 票、幕別町議会議員 1 票、異常のとおりです。議場の出入り口を開きます。

（議場開場）

○議長（杉本邦雄議長） この開票結果を当職から北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告します。ここで暫時休憩致します。

○議長（杉本邦雄議長） お諮り致します。会期時間 5 時でありますけど、全日程が終わるまで会期を延長したいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

16 時 52 分 休憩

16 時 53 分 再会

（議事日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長） 再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今発議第 4 号厚生病院等調査特別委員会について、他 5 件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、日程第 27、発議第 4 号。厚生病院等調査特別委員会の設置について。日程第 28、意見案第 7 号。生活保護の母子加算廃止に反対する意見書（案）について。日程第 29、意見案第 8 号。地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書（案）について。日程第 30、意見案第 9 号。道路整備に関する意見書（案）について。日程第 31、意見案第 10 号。北海道沼田高等学校の存続を求める意見書（案）について。日程第 32、閉会中の所管事務調査の申し出について。以上、日程に追加することに決しました。

（特別委員会の設置）

○議長（杉本邦雄議長） 日程第 27、発議第 4 号。厚生病院等調査特別委員会の設置

についてを議題と致します。この際本案の説明、質疑、討論を省略致したいと思いません。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。発議第4号は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。お諮り致します。只今、設置されました、厚生病院等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名致したいと思いません。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員は議長が指名することに決しました。お諮り致します。本特別委員会の委員に、議員全員を指名したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本特別委員会の委員は、議員全員によるものと決しました。以上のおり選任することに決しました。更に只今設置されました厚生病院等調査特別委員会の閉会中の継続調査についてお諮り致します。本件について、調査終了まで閉会中の継続調査の権限を与えたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本特別委員会は調査終了まで閉会中の継続調査の権限を与えることに決しました。

(意見案の審議)

○議長(杉本邦雄議長) 意見案の一括議題について、お諮りします。この際、意見案第7号から第10号を一括して議題にしたいと思いません。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、意見案第7号から第10号は一括して議題とすることに決しました。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第7号から第10号を一括して採決致します。お諮り致

します。意見案第7号から第10号は原案どおり関係機関に提出することに決定して
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、意見案第7号から第10号
は、原案どおり関係機関に提出することに決しました。

(所管事務調査の申出)

○議長(杉本邦雄議長) 日程第32、閉会中の所管事務調査の申出についてを議題と
致します。お諮り致します。本件は、各常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務
調査の申し出であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決し
ました。

(閉会宣言)

○議長(杉本邦雄議長) 以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。
これにて平成19年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。大変ご苦労様でした。

16時58分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員